



日本ーアイルランド ワーキング・ホリデープログラム
申請のご案内

ワーキング・ホリデー・プログラムは、アイルランド政府と日本政府主導のもと、日本国籍を有する青少年に対し、最大1年間アイルランドに滞在し、休暇の付随的側面として就労を可能とするものです。この制度の目的として、日本の青少年にアイルランドの文化、風景、人々を紹介すると共に休暇に加え就労、英語学習の機会も与えられます。

プログラムに関する詳細は大使館ウェブサイトの[ワーキングホリデーガイド](#)も併せてご覧下さい。

ここでは、日本国籍の方の申請方法についてご説明します。アイルランド国籍の方でこのプログラムで日本への渡航を希望されている方は、在アイルランド日本大使館にお問い合わせください。

ステップ1 申請資格

初めに申請資格をご確認ください。ワーキング・ホリデープログラムは以下の基準を満たす全ての日本国籍の方が対象となります。

1. 現在日本に居住していること（申請時を含む）
2. 一定期間（最長1年）アイルランドで休暇を過ごすことを本来の目的とすること
3. 申請書受理時点で、年齢が18歳以上30歳以下であること。
4. 扶養家族（配偶者含む）を同伴しないこと。配偶者に申請資格がある場合は、それぞれ申請することが可能です。
5. 有効なパスポートと帰国用航空券、または、それが購入できる十分な資金を保持していること。
6. アイルランド滞在中、生活に必要な資金として50万円以上の預金があること。
7. 以前「ワーキング・ホリデープログラム」でアイルランドへ渡航した経験がないこと。
8. 健康かつ、犯罪歴が無いこと。
9. 滞在期間をカバーする医療保険に加入すること。

ステップ2 申請時期

アイルランド大使館では、毎年1月1日～31日と6月1日～30日までの年2回ワーキング・ホリデー・オーソリゼーション（許可証）の申請受付期間を設けております。申請書は申請受付期間外には、受領いたしません。

*2015年度は申請方法改定のご案内が遅くなりましたので¹、例外として、申請受付期間は、6月8日～7月3日とさせていただきます。

ステップ3 申請書をE-mailにて提出

[申請書（規約/Terms & Conditionsを含む）](#)をダウンロードし、必要事項を英文記入のうえ、申請書を添付ファイルにて下記E-mailアドレスに送信いただくか、下記大使館住所へご郵送下さい。

WHP_Tokyo[at]dfa[dot]ie

*左記メールアドレスの[at]は@で、[dot]は.です。
セキュリティ上の理由により、フルアドレス掲載出来ない旨、ご了承願います。

この段階では、写真貼付は必要ありません。

申請結果は、申請受付期間終了後の翌月中旬まで（2月中旬と7月中旬）にE-mailにてお知らせします。申請許可メールを受領した方は、ステップ4へお進み下さい。

個人情報保護に基づき申請書内の個人情報については、本プログラムの目的以外での利用はいたしません。

申請書を提出した場合、規約（Terms & Conditions）に同意したとみなしますので、ご注意ください。

ステップ4 必要書類の提出

申請許可をE-mailにて受領した方は、下記必要書類を書留にて大使館にご郵送下さい。（パスポート、医療保険、航空券以外の提出書類は返却致しません。）

1) 申請許可のE-mail

*大使館から送られた申請許可のE-mailを出力したもの

2) 申請書と写真 2枚（6ヶ月以内に撮影したもの）

*ステップ3で作成した申請書を出力し、写真1枚は申請書に貼付し、もう1枚は郵送してください。

3) パスポート（原本）

*アイルランドを出国する時点で、有効期間は6ヶ月以上必要です。（6ヶ月+滞在期間）

4) パスポートのコピー

*顔写真のページとスタンプが押印されているページのコピー

5) 履歴書（英文）

¹ 従来の方にて申請書類を郵送された場合でも、そのまま申請受付とさせていただきます。

*書籍等で紹介されている簡易なもので A4 サイズ 1 枚程度

- 6) 卒業証明書（英文原本）
*最終学歴校の卒業証明書。現在就学中の方は、在籍証明書でも可。
- 7) 残高証明書（英文原本）
*個人資金として 50 万円以上の金額を示す本人名義の残高証明書。
- 8) 医療保険証券又は付保証明（英文原本と A4 コピー 1 枚）
*滞在期間をカバーする医療保険証券又は付保証明
- 9) 航空券（原本と A4 コピー 1 枚）
*片道航空券又は往復航空券。E-チケット、予約確認書可。
- 10) 返信用レターパック 510
*ご自身の住所、氏名記載のレターパック 510 の封筒（郵便局にて購入）

このプログラムの申請費用は無料です。

必要書類送付先

〒102-0083

東京都千代田区麴町 2-10-7 アイルランドハウス
アイルランド大使館 ワーキング・ホリデープログラム係

必要書類受領、内容確認後、ワーキング・ホリデー・オーソリゼーション（許可証）を発給します。

なお、アイルランド入国から 1 ヶ月以内に、アイルランド警察入国管理局（GNIB）にて外国人登録をする必要があります。

次頁の補足説明をご覧ください、このプログラムに関するその他の情報につき、[大使館ウェブサイト](#)にてご確認ください。

アイルランド大使館連絡先：

〒102-0083

東京都千代田区麴町 2-10-7 アイルランドハウス
アイルランド大使館

Tel: 03-3263-0695 Fax: 03-3265-2275

URL: <https://www.dfa.ie/japan>

日本ーアイルランド ワーキング・ホリデープログラム

補足説明

- 1) ワーキング・ホリデー・オーソリゼーション（許可証）の有効期限は入国より最大1年です。例えば、2014年1月2日に入国した場合、期限は2015年1月1日を超えることはできません。
- 2) 申請者は、日本国籍かつ年齢が18歳以上30歳以下であること。（申請受理時点）
- 3) 申請許可がおりましたら、アイルランド滞在中に事故または病気になった場合に備えて全期間をカバーする医療保険の加入が必要となります。
- 4) アイルランド政府当局は状況により、ワーキング・ホリデーの申請者に対し、拒否する権利を保有します。
- 5) このプログラムを行っている他の国同様、入国の際は通常の入国審査が必要となります。また、アイルランド入国の際、入国審査官は残高証明書等の提示を求める場合があります。